

意匠の類否判断は何故分かりにくいのか

会員 工藤 由里子

要 約

意匠の類否判断は審査段階においても係争段階においても重要な役割を占める。類否判断の一般的な手法は審査基準を通してユーザーに共有されているものの、個別案件に対してどのように適用すれば良いのかは審査基準には記載されていない。意匠法第24条第2項に規定されているように、類否判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われる。本稿では、需要者が意匠を評価するときに着目する部分の指標としてグッドデザイン賞における評価を参照しつつ、審査基準および実際の審査において意匠のどの部分に着目して類否判断が行われているのかを分析した。その結果、グッドデザイン賞における着目部分と審査基準に示される着目部分とは同じ傾向を示す一方で、実際の審査における着目部分は異なる傾向を示すことが分かり、審査での類否判断がいわばブラックボックスとなっており、類否判断の予見が難しいことが示唆された。

目次

1. はじめに
2. グッドデザイン賞におけるデザイン評価
3. 「意匠審査基準」における類否判断の方法
4. 審査における類否判断の傾向
5. まとめ
6. おわりに

1. はじめに

2020年4月1日に改正意匠法が施行された。改正法では新たな保護対象が追加されていることから、意匠法のユーザーの増加が見込まれる。ところで、意匠法のユーザーから「分かりにくい」という声が上がっているのが「意匠の類否判断」である⁽¹⁾。意匠の類否判断は審査段階においても係争段階においても重要な役割を占める。審査段階においては、先行意匠と類似する意匠は登録を受けることができないため⁽²⁾、審査官・審判官の類否判断が権利の発生を左右する。また、係争段階においては、登録意匠と類似している意匠にまで権利範囲が及ぶため⁽³⁾、類否判断は権利範囲を画定する要素となる。審査における類否判断の一般的な手法は、「意匠審査基準」に記載され、「類否判断」の項も設けられており⁽⁴⁾、審査基準に従って審査が行われるにもかかわらず、ユーザーからは類否判断が分かりにくいとの声が上がっているのである。

原因の1つとして考えられるのは、審査基準には、例えば、「なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるが、一般的には以下のとおり。」⁽⁵⁾と記載されているように、一般的な手法が記載されているにとどまり、個別の意匠ごとに適用される「具体的な評価方法」については記載されていないことである。審査基準を参照しても、個別具体的な意匠について実際にどのような論理で類否判断が行われているのかについては知る事ができず、ユーザーとしては、個別具体的な意匠についての類否判断方法を知るためには、審査結果・審決例・判例等を参照して帰納的に類推するしかないのが現状である。

意匠法第24条第2項には、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されている。審査基準では、類否判断の具体的な手法が記載されており、例えば、需要者が観察した場合に注意が引く程度が大きい部分については類否判断に与える影響が大きいと判断するとしている⁽⁶⁾。また、判例においては、需要者が着目する部分の形態は、類否判断に及ぼす影響が大きいと判断されており⁽⁷⁾、審査基準においても裁判においても、需要者が着目する部分の形状は類否判断における重要な要素であるといえる。そこで、本稿では、意匠における「需要者が着目する部分」に焦点を当てて、意匠の類否判断の分か

りにくさの原因を探ることとした。需要者がデザインのどのような部分に着目するかの1つの指標として、グッドデザイン賞の審査委員の評価の分析結果を用いることとし、グッドデザイン賞、審査基準、及び実際の審査において「需要者が着目する部分」と認定されていると考えられる部分を比較し考察を行った。「需要者が着目する部分」は、物品によって異なる。例えば、テレビと筆記具とでは、通常の使用状態で見える部分が異なるため、テレビにおいては、その背面部分が注意を引く程度は正面部分や側面部分よりも低く判断される可能性が高いが、筆記具においては背面部分は他の面と同程度に注意を引くと判断される可能性が考えられる。そのため、本稿では対象物品を「冷蔵庫」に特定して比較分析を行うこととした。

2. グッドデザイン賞におけるデザイン評価

2-1. グッドデザイン賞とは

グッドデザイン賞（Gマーク制度）は、1957年に通商産業省によって創立された「グッドデザイン商品選定制度」を財団法人日本産業デザイン振興会（現・公益財団法人日本デザイン振興会）が承継し、1998年に新たにスタートした、わが国で唯一の総合的デザイン評価・推奨制度である⁽⁸⁾。経済産業省のウェブサイトには、「グッドデザイン賞は、単に美しさを競うデザインコンペではありません。『優れたデザイン』を社会に普及させていくことで、私たちの生活をより豊かにすることと、産業の発展とを同時に後押ししようとする活動です。」と記載されており、「産業の発展」が目的の一つとされている。「産業の発展」を目的とする点では、「産業の発達に寄与することを目的」（意匠法第1条）とする意匠法と共通するといえる。

2-2. グッドデザイン賞における評価

グッドデザイン賞受賞デザインについては、「審査委員の評価」が公開されている。審査委員の多くはデザイナーや建築家などデザインの作り手たちであり⁽⁹⁾、「審査委員の評価」を分析することによって、デザインの作り手側である審査委員が、デザインのどの部分を評価して「優れたデザイン」の理由としたのかの手がかりを得ることができる。グッドデザイン賞を受賞した「冷蔵庫」について、「審査委員の評価」が公開されているものは2018年度までで115件あった⁽¹⁰⁾。以下、「審査委員の評価」においてデザインのどのよ

うな点に着目されているのかを分析した結果を示す。

(1) 評価内容の分析

2019年度の「冷凍冷蔵庫 [FX シリーズ鋼板製]」⁽¹¹⁾の「審査委員の評価」には次のように記載されている。

「人種の多様なオセアニア市場のニーズに合わせ、ユニバーサルで基本に忠実な実用性とデザイン性を持った冷蔵庫。シンプルでミニマルな外観を実現するため、縦型のハンドル部分が扉面材と同じ鋼板で一体構成されているのが特徴である。縦型ハンドルはユーザーの身長によらない使い勝手を実現し、樹脂部品の大幅な削減は、環境負荷とコストの抑制にも貢献している。2枚の鋼板をつなぎあわせる高い加工技術と、幅広いインテリアの趣向に馴染むシンプルで実用性の高いデザインが評価された。」

この評価を分析すると、「実用性とデザイン性を持った冷蔵庫」という部分の「実用性」というのはデザインのもたらす「機能」に着目していると考えられ、「デザイン性」はデザインの「形態・造形」に着目した評価であると考えられる。「シンプルでミニマルな外観」は、デザインの「形態・造形」に着目した評価であると考えられる。「縦型ハンドルはユーザーの身長によらない使い勝手を実現し」は、「使い勝手」という「機能」と「縦型ハンドル」という「形態・造形」の両方に着目した評価であると考えられる。「樹脂部品の大幅な削減は、環境負荷とコストの抑制にも貢献している。」は、環境負荷とコストに着目した評価であってデザインそのものに関する評価ではなく、工業製品という観点からの評価であると考えられる。「2枚の鋼板をつなぎあわせる高い加工技術」は、デザインを実現するための加工技術に着目した評価であり、デザインそのものの評価というよりは、工業製品という観点からの評価であると考えられる。このように、「審査委員の評価」を115件全てについて同様に分析したところ、評価内容は大きく分けると、(1) デザインに関する評価（形態・造形、機能に着目した評価）と(2) デザイン以外に関する評価（環境負荷、コスト、加工技術）の2つの観点からの評価に分けられることが分かった。本稿の目的は、意匠出願の審査において「着目される部分」とグッドデザイン賞において「着目される部分」とを比較することであるので、意匠出願の審査においては評価されない「(2) デザイン以外に関する評価」については分析の対象から外すこととした。115件の「審査委員の評価」のうち、

「(1) デザインに関する評価」に分類される内容について、更に、「形態・造形」、「機能」のいずれに着目した評価であるのかを調べたところ、以下の通りであった(図表1)。

図表1 観点別の評価件数

「形態・造形」に関する評価のみを含む	32件
「機能」に関する評価のみを含む	1件
「形態・造形」と「機能」とに関する評価を含む	82件

「形態・造形」と「機能」の両方に着目した件が82件と最も多く(約71%)、次いで、「形態・造形」のみに着目した件が32件であり(約28%)、「機能」のみに着目して評価する件は1件のみであった。「機能」のみに着目した評価は、2016年度受賞作品である「冷凍冷蔵庫[MR-CXシリーズ]の「従来の少人数世帯向け冷蔵庫は低価格・低機能が主であった。しかし現代の特に高齢世帯などは大きな容量の冷蔵庫は必要ないが高機能なものは求められている。日本の世帯事情がよく考えられた製品であり、冷蔵庫の新たなカテゴリを作ったと言っても良い。」という評価であった。「審査委員の評価」は短い文章であることが多いことから、受賞理由の全てが記載されているのではなく、最も評価した部分が簡潔に記載されていると考えられる。本件も、形態・造形面でも評価された上での受賞であろうが、製品コンセプトが最も評価されての受賞と推察される。

(2) 評価において着目される部分

次に、冷蔵庫のどの部分が「審査委員の評価」において言及されているのかを調べた。例えば、2003年度の「冷凍冷蔵庫[SJ-PV43H-W/G/C]」⁽¹²⁾の評価には、「この製品は左右両開きというオリジナリティーの高い機能性を明快なハンドルのデザインで効果的に伝えることに成功している。」と記載されており、「左右両開きの扉」と「ハンドル」に着目して評価がなされているといえる。一方、2003年度の「ノンフロンタイプ電気冷凍冷蔵庫[GE brand-KQ12JC]」⁽¹³⁾の評価には、「外観デザインの主張が明確で、適切に形に表現されている点が評価できる。シリーズを通しての造形のみとまりがとれている。機能的にも問題はなく、市場に直結したデザイン開発手法である。」と記載されており、冷蔵庫の特定の部分に着目しているというよりも全体的なデザインに着目しているといえる。同様に全ての評価について、「(i) 冷蔵庫の特定

の部分」と「(ii) 全体」のどちらに着目しているかを調べた。115件の評価のうち、「全体」のみに言及しているものは25件、「全体」と「部分」の両方に言及しているものは78件、「部分」のみに言及しているものは12件であり、「全体」に着目して評価している傾向が見られることが分かった。

次に、115件の評価における「部分」に関する評価と「全体」に関する評価の出現傾向を調べた。例えば1件の「審査委員の評価」の中に、「部分」と「全体」の両方に関する評価が含まれている場合は、「部分」が1、「全体」が1と数えた。更に、それぞれの評価が「形態・造形」に関する評価であるか「機能」に関する評価であるかで分類したところ、以下のようになった(図表2)。

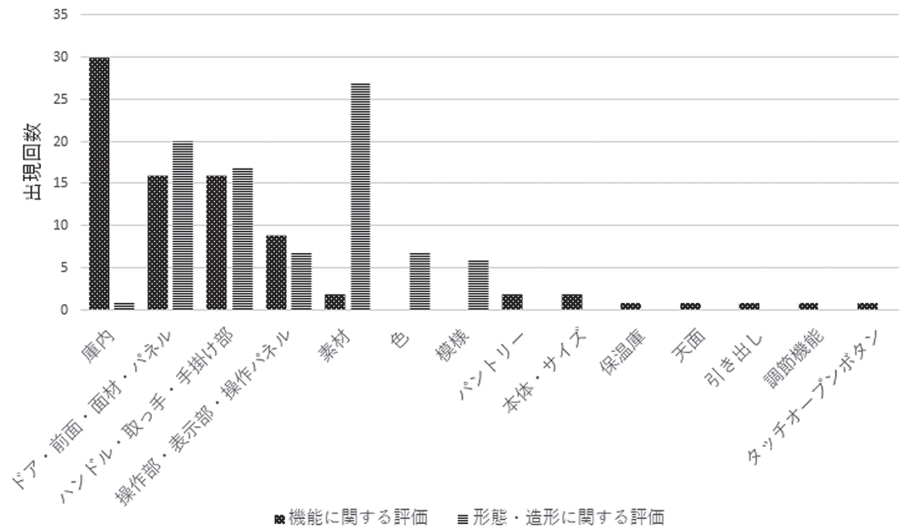
図表2 観点別・箇所別の評価出現傾向

形態・造形に関する評価		機能に関する評価	
部分	全体	部分	全体
58	70	68	19

評価の内容が「形態・造形に関する評価」の場合は、「部分」が評価されるよりも「全体」が評価されている傾向があり、評価の内容が「機能に関する評価」の場合は、「全体」が評価されるよりも「部分」が評価されている傾向があることが分かった。次いで、「部分」に関する評価を全て抽出し、具体的な部分毎に分類したところ、以下の通りであった(図表3)。

「形態・造形に関する評価」においては、「素材」に言及している評価が27件と最も多く(約32%)、次いで「ドア等の前面部材」が20件(約24%)、「ハンドル・取っ手・手掛け部」が17件(約20%)、「操作部・表示部・操作パネル」と「色」がそれぞれ7件(約8%)、「模様」が6件(約7%)、「庫内」が1件(約1%)であった。「機能に関する評価」においては、「庫内」に言及しているものが30件と最も多く(約37%)、次いで「ドア等の前面部材」と「ハンドル・取っ手・手掛け部」がそれぞれ16件(約20%)、「操作部・表示部・操作パネル」が9件(約11%)と続き、その他の部分はそれぞれ2件以下(約2%以下)であった。「ドア等の前面部材」と「ハンドル・取っ手・手掛け部」は、「形態・造形に関する評価」と「機能に関する評価」のいずれにおいても言及されることが多く、評価において着目されやすい部分といえる。「素材」、「色」、「模様」については、「形態・造形

図表3 具体的な部分毎の評価出現回数



に関する評価」においては着目されやすく、特に「素材」は最も着目されやすい部分といえる一方で、「機能に関する評価」においては殆ど着目されていないといえる。「庫内」は、「機能に関する評価」においては着目されやすいといえるが、「形態・造形に関する評価」においては殆ど着目されていないといえる。「操作部・表示部・操作パネル」は、「形態・造形に関する評価」、「機能に関する評価」において同程度着目されているといえるが、数としては1割程度であり多くはない。以上の結果から、グッドデザイン賞の評価においては、「形態・造形」と「機能」の両方が評価される傾向があり、「形態・造形」の評価においては冷蔵庫の「全体」に着目された評価がなされ、「機能」の評価においては冷蔵庫の「部分」に着目された評価がなされる傾向があるといえることが分かった。

3. 「意匠審査基準」における類否判断の方法

3-1. 類否判断の方法と問題点

意匠の類否判断が必要とされる登録要件は、いわゆる「新規性」の要件のうち意匠法3条1項3号に規定される要件であり、「意匠審査基準」では第2章第1節に類否判断の手法が記載されている。審査基準によれば、①物品の類否を判断し、②対比する意匠の形状等の認定を行い、③対比する意匠の形状等の共通点及び差異点を認定し、④共通点・差異点の個別評価を行い、⑤総合的な類否判断をするとされている。「①物品の類否」については、本稿では物品を冷蔵庫に特定しているためここでは触れず、それ以外の項目について述べる。

形状等の類否については、対比する両意匠の共通

点・差異点に係る形状について、それぞれの「注意を引く程度」を評価し、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断して類否判断を行うとされている⁽¹⁴⁾。「注意を引く程度」の評価方法については、「(1) 対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価、及び(2) 先行意匠群との対比に基づく評価の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する」と記載されている。更に、(1)については、「なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるが、一般的には以下のとおり。」と記載されており、審査基準に記載されている方法はあくまで一般的な方法に過ぎず、具体的な評価方法・評価結果は、個別具体的な事例ごとに異なるということを行っている。

ところで、「(1) 対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価」をする際の評価項目として、例えば、「(a) 意匠全体に占める割合」や「(b) 物品の大きさの違い」等の(a)～(e)の5つの評価項目とその評価方法が列記されている⁽¹⁵⁾。しかしながら、異なる評価項目間で「注意を引く程度の大小」をどのように評価すべきかについては審査基準には記載されていない。例えば「(a) 意匠全体に占める割合」の評価項目において注意を引く程度が大きいとされる「意匠全体に占める割合が大きい部分」と「(c) 物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か」の評価項目において注意を引く程度が大きいとされる「観察されやすい部分」の2つの部分が意匠に含まれていた場合、どちらの部分の方がより注意を引く程度が大きい

と評価すればよいのか、あるいは同程度と評価すべきであるのかということについては何ら記載がない。審査基準に評価項目間の重みづけについて何ら記載がないということは、審査官の類否判断が妥当であるか否かを客観的に判断する基準が存在しないということであり、例えば拒絶理由通知書において、審査基準に列記された評価項目のどれか1つを理由として審査官が類否判断を行ったことが記載されていれば、審査基準通りに類否判断が行われているように見えてしまい、その判断が妥当であるか否かをユーザー側で判断するのは難しい。このことが、類否判断の分かりにくさの理由の1つになっているのではないかと考える。

3-2. グッドデザイン賞との比較

本項では、審査基準の評価を冷蔵庫に適用したときに「注意を引く部分」と評価されるであろう部分を推定し、グッドデザイン賞の「形態・造形に関する評価」において着目される部分との相違があるか否かを調べた。以下、括弧付きアルファベットは審査基準に記載の項目⁽¹⁵⁾に対応し、鉤括弧内は審査基準に記載されている項目名をそのまま記載した。

(1) 「対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価」について

(a) 「意匠全体に占める割合についての評価」について

審査基準では、「意匠に係る物品等全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。」と記載されており、冷蔵庫では前面の扉が「注意を引く程度が大きい部分」に該当すると考えられる。グッドデザイン賞の評価においては、「物品全体に占める割合が小さい」部分である「ハンドル・取っ手・手掛け部」や「操作部・表示部・操作パネル」よりも「ドア等前面部材」が着目されており、グッドデザイン賞においても審査基準と同様に全体に占める割合が大きい部分の方が、占める割合の小さい部分よりも着目されているといえる。

(b) 「物品の大きさの違いについての評価」について

審査基準では、「物品等自体の大きさ…は、強く注意を引くものとはならない。」と記載されており、冷蔵庫自体の大きさは注意を引かないといえる。グッドデザイン賞の評価においては、本体の大きさに言及し

たものはないため、審査基準と同様に冷蔵庫自体の大きさは着目されていないといえる。

(c) 「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」について

審査基準では、「観察されやすい部分の形状等であれば、注意を引きやすいといえる。」と記載されており、冷蔵庫では使用するとき目に入る部分、例えば、扉、取っ手、操作部など前面に配置されている部分等が該当すると考えられる。グッドデザイン賞の評価において着目されている部分は、ドア等前面部材、ハンドル・取っ手・手掛け部、操作部・表示部・操作パネル、色、模様、庫内であり、いずれも冷蔵庫を使用する際に目に入る部分であり、観察されやすい部分といえ、審査基準と同様の評価をしているといえる。

(d) 「物品等の内部の形状等の評価」について

審査基準では、「冷蔵庫の意匠の場合、…通常は、扉を閉めた状態で視覚観察される…よって、このような場合は扉を閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部の形状等のそれよりも大きい。」と記載されている。グッドデザイン賞の形態・造形に関する評価において庫内に言及しているものは1件のみであることから、グッドデザイン賞においても審査基準と同様に、庫内は着目されにくい傾向にあるといえる。

(e) 「流通時にのみ視覚観察される形状等の評価」について

冷蔵庫には流通時にのみ視覚観察される部分はないため、この項目は適用されない。

(2) 「先行意匠群との対比に基づく評価」について

審査基準では、「他の先行意匠には見られない新規な形状等であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形状等は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。」と記載されている。グッドデザイン賞の評価においては、例えば、「硬質な素材感やフラットなフロント形状は、従来の冷蔵庫のイメージから解放されたインテリア性の高い仕上がりになっているところが評価された。」(2008年度受賞の「冷凍冷蔵庫 [日立 栄養いきいき真空チルドV 冷蔵庫 R-Y6000, R-Y5400]」⁽¹⁶⁾)という「従来の冷蔵庫」には見られない特徴が評価されたと思われる評価が見られることから、グッドデザイン賞においても審査基準と同様に、他の先行意匠と比較したときに異なっているデザインに着目する評価をしていると考えられる。

(3) 「機能的意味を持つ形状等及び材質に由来する形状等の取扱い」について

(a) 機能的形状の評価

審査基準では、「機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。」と記載されており、冷蔵庫においてはハンドル・取っ手・手掛け部等が機能的形状を有する部分に該当すると考えられるが、造形的な自由度があるため、審査においては造形的な特徴が考慮されると考えられる。グッドデザイン賞の評価においてもこれらの部分は着目される部分となっているため、審査基準と同様の評価をしているといえる。

(b) 物品等の機能面からの要求を加味して構成された模様の評価

審査基準では、「シートキーやタッチパネルなど、入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例」について「形状の場合と同様に評価する」と記載されている。冷蔵庫においては操作部・表示部・操作パネル等に表示される図形等が該当すると考えられる。グッドデザイン賞の評価においては、「操作パネルの控えめな表示サイン」(2015年度受賞の冷蔵庫 [日立冷蔵庫 R-G6200F/R-G5700F/R-G5200F/R-G4800F]⁽¹⁷⁾) という評価が見られ、操作パネルの表示サインの形態も評価の対象となっているといえる点で審査基準と同様であるといえる。

(c) 材質から生じる模様・色彩の評価

審査基準では、「意匠に係る物品等を製造等する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩をもって表されていると認められる場合…その模様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。」と記載

されている。グッドデザイン賞を受賞した冷蔵庫は何らかの表面処理や着色がなされており、「材質そのままの模様・色彩」に当て嵌まる受賞作品は見られなかった。

4. 審査における類否判断の傾向

前項では、審査基準に記載された類否判断方法について見てきたが、本項では、実際の審査においてどのように類否判断が行われているのかを調査した。

4-1. 調査対象

グッドデザイン賞を受賞したデザインと形状が同一と思われる意匠に係る登録意匠を対象とした。2018年度以降のグッドデザイン賞受賞作品についてJ-PlatPat⁽¹⁸⁾で検索を行ったところ、意匠登録を受けているものが3件確認され(図表4, 6, 8), 3件とも拒絶理由通知が発行されずに登録査定がなされていたが、審査官が新規性・創作非容易性を判断する上で参考とした資料である「参考文献」の情報をJ-PlatPatから得ることができた。「参考文献」の意匠の存在が拒絶理由となっていないことから、出願意匠と「参考文献」の意匠とは類似しないという審査判断がなされたことが分かるが、審査官が意匠のどの部分に着目して非類似と判断したかについての情報はJ-PlatPatからは得ることができない。そこで、出願意匠と「参考文献」の意匠とを比較することによって審査官がどのように類否を判断したのかを推察することとした。


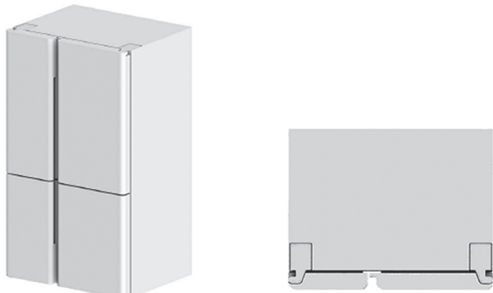
4-2. 分析結果

(1) 事例1(AQUA Refrigerator AQR-TZ51H [AQUA])

(1-1) 審査の分析

J-PlatPatの参考文献情報には以下の6件の文献が

図表4 受賞デザイン (AQUA Refrigerator AQR-TZ51H [AQUA]) と登録意匠

受賞デザイン ⁽¹⁹⁾	意匠登録第 1597515 号
	

記載されていた（図表5）。

登録意匠と先行意匠1～6をそれぞれ比較すると、扉前面が縦と横に分割されている点が共通するが、先行意匠4、5は、横方向の溝が2本あるのに対して登録意匠は1本のみである点が異なる。登録意匠と先行意匠1、2、3、6は、横方向の溝が1本のみである点が共通するが、平面図を比較すると、縦溝の凹み部分の形状や召し合わせ部の形状及び天板部の蝶番の形状等が異なっている。蝶番部分は使用時に観察されにくい部分といえるが、召し合わせ部分は、「物品の特性に基づき観察されやすい部分」に該当するといえるため、召し合わせ部分の形状が注意を引く程度が大きい部分であると審査官が認定して、登録意匠と先行意匠は非類似であると判断した可能性が考えられる。

(1-2) グッドデザイン賞の評価との比較

審査において召し合わせ部分に着目していたとすると、全体的な形状よりも召し合わせ部分という部分的な形状に着目したといえる。グッドデザイン賞の評価には、「シンプルな造形が様々な空間環境に溶け込む。冷蔵庫の使用空間を研究・分析し、サイズの異なる収納空間をつくった。ユーザーが真心を感じられる設計である。」と記載されており、外形に関しては「様々な空間環境に溶け込む」「シンプルな造形」を評価しており、全体的な形状とその形状から生じる印象に着目している点で、部分的な形状に着目している審査における評価とは異なるといえる。

(2) 事例2（冷凍冷蔵庫 [FX シリーズ 鋼板製]）

受賞デザインと登録意匠は、背面部分の形状が一部相違している以外はほぼ同じである（図表6）。

(2-1) 審査の分析

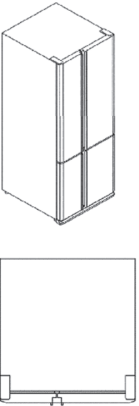
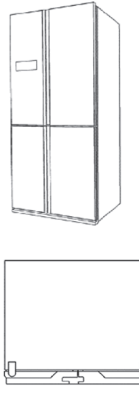
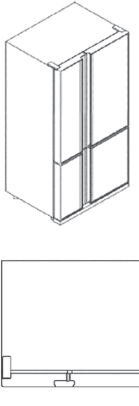
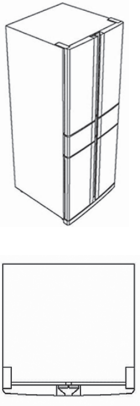
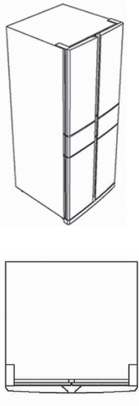
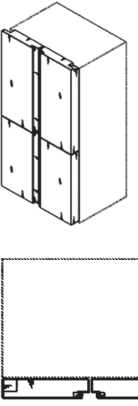
J-PlatPatの参考文献情報には以下の3件の文献が記載されていた（図表7）。

登録意匠と先行意匠1～3をそれぞれ比較すると、前扉が中央より上の位置で上下に分割されている点と、扉の戸先（正面から見たときの扉の左端部）にハンドル部として機能する凹部が設けられている点が共通する。一方で、冷蔵庫の脚の形状や扉の戸先の形状等は異なっている。脚部分と比べると扉の戸先部分は「物品の特性に基づき観察されやすい部分」であるといえるため、この部分の形状が注意を引く程度が大きい部分であると審査官が認定して、登録意匠と先行意匠は非類似であると判断した可能性が考えられる。


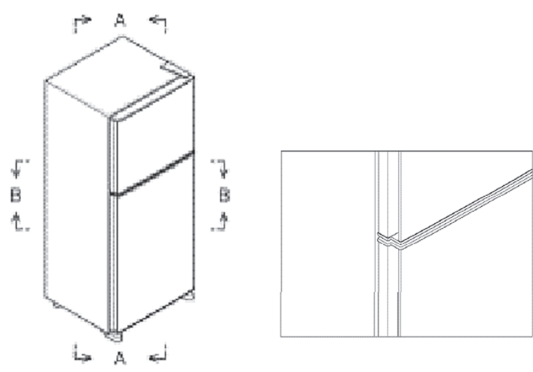
(2-2) グッドデザイン賞の評価との比較

審査において戸先部分に着目していたとすると、全体的な形状よりも扉の戸先という部分的な形状に着目したといえる。グッドデザイン賞の評価には、「人種の多様なオセアニア市場のニーズに合わせて、ユニバーサルで基本に忠実な実用性とデザイン性を持った冷蔵庫。シンプルでミニマルな外観を実現するため、縦型のハンドル部分が扉面材と同じ鋼板で一体構成されているのが特徴である。縦型ハンドルはユーザーの身長によらない使い勝手を実現し、樹脂部品的大幅な削減は、環境負荷とコストの抑制にも貢献している。2枚の鋼板をつなぎあわせる高い加工技術と、幅広いインテリアの趣向に馴染むシンプルで実用性の高いデザインが評価された。」と記載されており、外形に関しては「縦型のハンドル部分が扉面材と…一体構成されている」、「縦型ハンドルはユーザーの身長によらない使

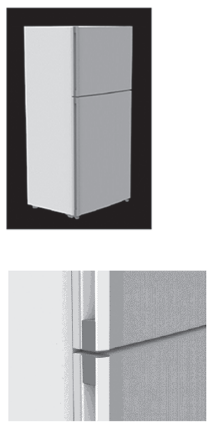
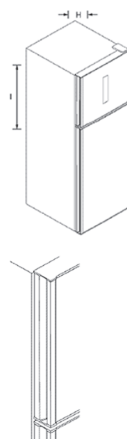
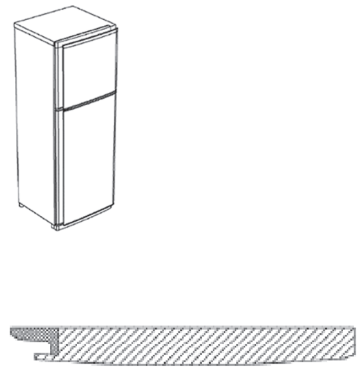
図表5 意匠登録第1597515号の先行意匠

先行意匠1	先行意匠2	先行意匠3	先行意匠4	先行意匠5	先行意匠6
意匠登録 第1461225号	意匠登録 第1452776号	意匠登録 第1424090号	意匠登録 第1289920号	意匠登録 第1289919号	米国意匠特許 D747368
					

図表 6 受賞デザイン (冷凍冷蔵庫 [FX シリーズ 鋼板製]) と登録意匠

受賞デザイン ⁽²⁰⁾	意匠登録第 1637342 号
	

図表 7 意匠登録第 1637342 号の先行意匠

先行意匠 1 意匠登録第 1597445 号	先行意匠 2 意匠登録第 1564694 号	先行意匠 3 意匠登録第 1332174 号
		

い勝手を実現」する点を評価している。ハンドル部は扉の戸先に設けられているので、審査と同様、扉の戸先に着目しているといえる。また、グッドデザイン賞においては、「幅広いインテリアの趣向に馴染むシンプルで実用性の高いデザイン」という全体的な形状から生じる印象にも着目している点で、全体的な形状よりも部分的な形状に着目している審査における評価とは異なるといえる。

(3) 事例 3 (冷蔵庫 [日立冷蔵庫 KW タイプ R-KW57K])

(3-1) 審査の分析

J-PlatPat の参考文献情報には以下の 4 件の文献が記載されていた (図表 9)。


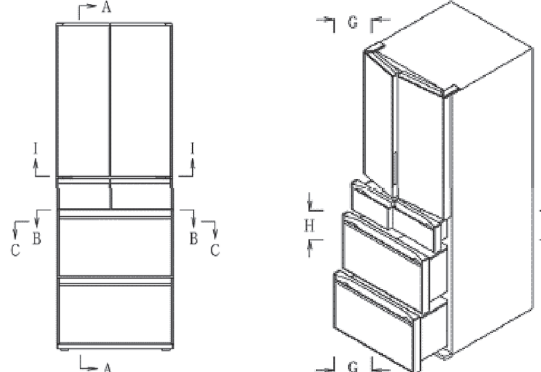
登録意匠と先行意匠 1~4 をそれぞれ比較すると、扉前面の分割態様が共通する。一方、天板部の蝶番の形状や 3 段ある引き出し部の手掛け部分の形状等が異なる。ところで、この冷蔵庫の意匠については、部分

意匠に係る登録意匠も発見された (図表 10)。部分意匠の登録意匠を参照すると、下から 2 段目の引き出しの手掛け部分の形状のみが実線で表されており、手掛け部分の意匠が新規性等の要件を満たす意匠として登録を認められたことが分かる。このことから、全体意匠の手掛け部分の形状は、「他の先行意匠には見られない新規な形状等であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形状等は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。」に該当するといえると考えられ、手掛け部分の形状が注意を引く程度が大きい部分であると審査官が認定して、登録意匠と先行意匠は非類似であると判断した可能性が考えられる。

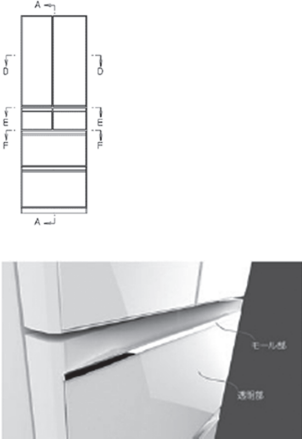
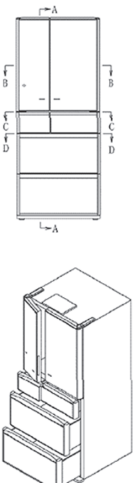
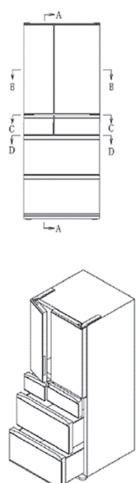
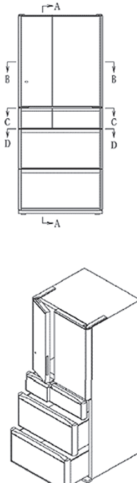
(3-2) グッドデザイン賞の評価との比較

審査において手掛け部分に着目していたとすると、全体的な形状よりも手掛け部分という部分的な形状に着目したといえる。グッドデザイン賞の評価には、

図表 8 受賞デザイン（冷蔵庫 [日立冷蔵庫 KW タイプ R-KW57K]）と登録意匠

受賞デザイン ⁽²¹⁾	意匠登録第 1606564 号
	

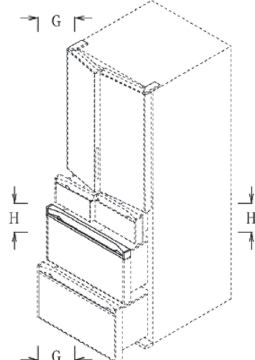
図表 9 意匠登録第 1606564 号の先行意匠

先行意匠 1	先行意匠 2	先行意匠 3	先行意匠 4
意匠登録第 1543003 号	意匠登録第 1517288 号	意匠登録第 1517287 号	意匠登録第 1517035 号
			

「長く使われる冷蔵庫だからこそ、様々なライフスタイルの変化に着目し、その研究成果を新しい機能につなげている。デザインも割り切り良く明快な構成に仕上がっており、ガラス面材の色彩や微細なグラフィック

パターンは、主張することなく優しい印象の美しさを表現している。堅実なモノづくりを礎に、商品として店頭で目立たせるよりも住空間でどのように存在するかを重視したデザインを目指し、商品化につながることが評価された。」と記載されており、外形に関しては、「デザインも割り切り良く明快な構成に仕上がっており、ガラス面材の色彩や微細なグラフィックパターンは、主張することなく優しい印象の美しさを表現している。」「商品として店頭で目立たせるよりも住空間でどのように存在するかを重視したデザイン」を評価しており、全体的な形状とその形状から生じる印象に着目している点で、部分的な形状に着目している審査における評価とは異なるといえる。

図表 10 部分意匠の登録意匠

意匠登録第 1606565 号（部分意匠）


5. まとめ

本稿では、「冷蔵庫」という物品に関して、グッド

デザイン賞の評価において着目されている部分と、審査基準において類否判断の際に着目するとされている部分と、実際の審査において着目されていると思われる部分とを比較した。グッドデザイン賞においては、(1) デザインに直接的に関係する事柄に対する評価(形態・造形、機能に対する評価)と(2) デザインに間接的に関係する事柄に対する評価(環境負荷、コスト、加工技術に対する評価)を総合してデザインの評価がなされており、一方、意匠の審査においては、願書に添付された図面等に表された意匠の形状等に関して評価が行われ、コストや加工技術等は評価されないという違いがあったため、グッドデザイン賞の評価のうち、形態・造形に関する評価部分について、意匠の審査における評価とを比較したところ、次のようなことが分かった。審査基準における類否判断については、グッドデザイン賞の評価と概ね一致した評価をしているといえるが、実際の審査における類否判断については、グッドデザイン賞の評価と相違する点があると考えられる。具体的には、グッドデザイン賞では、冷蔵庫の全体的な形状から生じる印象に着目する傾向があるのに対して、実際の審査では、全体的な形状よりも部分的な形状に着目して評価を行っている傾向があると思われる点で両者の評価は異なっていた。

審査基準には、「(a) 意匠全体に占める割合」、「(b) 物品の大きさの違い」、「(c) 物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か」等の項目についてそれぞれどのように評価を行うかが記載されているが、異なる評価項目間で注意を引く程度の大小をどのように評価すべきかについては記載されていない。一方で、実際の審査においては、各項目の重みづけがなされて、注意を引く程度が最も大きいと判断した項目に係る形状が相違していれば全体として非類似、形状が共通していれば全体として類似であるという判断が行われる。今回の調査を通して分かったことは、審査基準の各項目のそれぞれについて、グッドデザイン賞の評価と比較すると、着目する点についての評価は共通するが、各項目の重みづけを伴う総合的な評価結果である実際の審査結果とグッドデザイン賞の評価とを比較すると、着目する点について異なる評価傾向が見られ、ユーザーからすると、審査基準と実際の審査との間に乖離が存在するように見えることが意匠の類否判断の分りにくさの原因の1つとなっていると考えられる。

6. おわりに

グッドデザイン賞の審査委員はデザインの専門家であるが、必ずしも審査対象となる物品に関する専門家であるとは限らないため、意匠法における「創作者」の立場というよりは「需要者」に近い立場から評価を行っていると考えられ、需要者を基準にした審査基準の類否判断方法とグッドデザイン賞の評価に矛盾が見られないことは理解ができる。一方、実際の審査において類否判断の際に着目されていると考えられる部分とグッドデザイン賞の評価において着目されている部分とが異なっていることについて、今回の調査結果から明確な理由を説明することはできないものの、客体の違いから生じているのではないかと考える。グッドデザイン賞は実際に流通している製品そのものが評価対象であるが、意匠審査の対象は実際の製品そのものではなく抽象化された「意匠」であり、美感の面から把握したアイデア⁽²²⁾である。この違いがグッドデザイン賞の評価と実際の審査の評価における違いとして表れたのではないかと考えられるのではないだろうか。弁理士は、調査や鑑定において意匠の類否判断を求められる場面がある。その際に、類否判断の対象が、実際に流通している商品そのものの形状等ではなく、それらを抽象化した「意匠」であることを念頭に置くことが、適切な判断を導くためには重要であろうと思われる。

(注)

- (1) 特許庁「第14回意匠制度小委員会(平成24年12月20日)資料1 意匠制度の現状と課題」https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/seisakubukai-14-shiryuu/03.pdf(2020年1月8日閲覧)
- (2) 意匠法第3条第1項第3号
- (3) 意匠法第23条
- (4) 特許庁「意匠審査基準」第Ⅲ部第2章第1節(2020年3月19日)
- (5) 特許庁「意匠審査基準」第Ⅲ部第2章第1節2.2.2.6(2020年3月19日)
- (6) 特許庁「意匠審査基準」第Ⅲ部第2章第1節2.2.2.7(2020年3月19日)
- (7) 例えば、知財高裁、審決取消請求事件、平28(行ケ)10121号、平成28年11月30日
- (8) 経済産業省、「グッドデザイン賞について」https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/gooddesign.html(2020年7月5日閲覧)
- (9) 公益財団法人日本デザイン振興会「審査委員プロフィール

- 2019年度グッドデザイン賞受賞概要」<https://www.g-mark.org/activity/2019/judpro.html> (2020年7月5日閲覧)
- (10) 公益財団法人日本デザイン振興会「受賞対象一覧」<https://www.g-mark.org/award/> (2020年7月5日閲覧)
- (11) 公益財団法人日本デザイン振興会「冷凍冷蔵庫 [FX シリーズ鋼板製]」<https://www.g-mark.org/award/describe/48728> (2020年7月5日閲覧)
- (12) 公益財団法人日本デザイン振興会「冷凍冷蔵庫 [SJ-PV43H-W/G/C]」<https://www.g-mark.org/award/describe/28797> (2020年7月5日閲覧)
- (13) 公益財団法人日本デザイン振興会「ノンフロンタイプ電気冷凍冷蔵庫 [GE brand-KQ12JC]」<https://www.g-mark.org/award/describe/28798> (2020年7月5日閲覧)
- (14) 特許庁「意匠審査基準」第Ⅲ部 第2章 第1節 2.2.2.1～2.2.2.6 (2020年3月19日)
- (15) 特許庁「意匠審査基準」第Ⅲ部 第2章 第1節 2.2.2.6 (2020年3月19日)
- (16) 公益財団法人日本デザイン振興会「冷凍冷蔵庫 [日立 栄養いきいき真空チルドV 冷蔵庫 R-Y6000, R-Y5400]」<https://www.g-mark.org/award/describe/34099> (2020年7月5日閲覧)
- (17) 公益財団法人日本デザイン振興会「[[日立冷蔵庫 R-G6200F/R-G5700F/R-G5200F/R-G4800F]」, <https://www.g-mark.org/award/describe/42255> (2020年7月5日閲覧)
- (18) 独立行政法人工業所有権情報・研修館「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/> (2020年7月5日閲覧)
- (19) 公益財団法人日本デザイン振興会「AQUA Refrigerator AQR-TZ51H [AQUA]」<https://www.g-mark.org/award/describe/47328> (2020年7月5日閲覧)
- (20) 公益財団法人日本デザイン振興会「冷凍冷蔵庫 [FX シリーズ 鋼板製]」, <https://www.g-mark.org/award/describe/48728> (2020年7月5日閲覧)
- (21) 公益財団法人日本デザイン振興会「冷蔵庫 [日立冷蔵庫 KW タイプ R-KW57K]」<https://www.g-mark.org/award/describe/48729> (2020年7月5日閲覧)
- (22) 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第20版〕」p1215 (2017), 発明推進協会

(原稿受領 2020.8.3)